

議第158号

令和2年度滋賀県病院事業会計補正予算(第4号)

(総則)

第1条 令和2年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用		千円 24,021,285	千円 △ 23,578	千円 23,997,707
	1 医業費用	23,094,938	△ 23,118	23,071,820
	3 附帯事業費用	210,300	△ 460	209,840

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(資本的収入額 2,169,864千円が補正後の資本的支出額に対して不足する額 1,960,520千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 4,130,464	千円 △ 80	千円 4,130,384
	1 建設改良費	2,283,234	△ 80	2,283,154

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 12,439,377	千円 △ 23,658	千円 12,415,719

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大造